

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年11月28日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年11月29日(火曜日)午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。) |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案 | 定款一部変更の件
取締役5名選任の件
監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト http://www.npcgroup.net/ir/shareholders_mtg.html

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

【ご案内】

株主総会終了後、株主の皆様への当社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境が継続的に改善しており、景気は緩やかな回復に向かっています。しかしながら、アジア新興国や資源国等の海外景気が下振れし、国内の景気を下押しするリスクとなっています。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、米国や中国を中心に、世界的に太陽電池の設置需要が拡大しております。そのため、当社顧客である太陽電池メーカーは、アップグレードによる生産能力向上や、新規装置の設備投資へ踏み切る動きが見られます。また、国内においては、太陽光発電システムの安定的な稼働のための点検・保守を義務付ける、再生可能エネルギー固定価格買取制度の改定を来年4月に控え、太陽光発電システムのメンテナンスに対する業界全体の認識は更に高まっております。

そのような状況下、装置関連事業においては部品や太陽光パネル検査装置・検査サービスの販売が想定より低調となったものの、太陽電池製造装置の大型案件の2ライン等の売上が予定通り計上いたしました。一方、受託加工事業において今期契約した案件では、当連結会計年度からの生産開始を予定しておりましたが、生産にはいたらなかったため、当該契約による売上高の計上はありませんでした。利益面につきましては、装置関連事業では営業努力及び原価低減により、ほぼ予定通りの利益を確保いたしました。一方、受託加工事業においては、生産準備で発生した費用が原価として計上され、利益を圧迫いたしました。また、生産にいたらなかった設備を減損損失に計上し、特別損失が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,996,650千円(前期比42.7%)、営業利益は116,598千円(前期比22.4%)、経常利益は81,261千円(前期比19.2%)、親会社株主に帰属する当期純損失は122,809千円(前期は561,570千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

イ. 装置関連事業

装置関連事業では、部品や太陽光パネル検査装置・検査サービスの販売が想定より低調となりましたが、太陽電池製造装置の大型案件の2ライン等の

売上を予定通り計上した結果、売上高は3,980,987千円(前期比111.8%)となりました。利益につきましては、営業努力及び原価低減によってほぼ予定通りの売上総利益を達成し、更に販売費及び一般管理費を想定よりも削減できたため、営業利益は701,373千円(前期比105.0%)となりました。

ロ. 受託加工事業

受託加工事業においては、前述のとおり今期契約した案件について、当連結会計年度から予定していた生産の開始にいたらなかったため、前期末時点の在庫分のみの売上計上となり、売上高は15,663千円(前期比0.3%)となりました。一方で当該案件の生産準備によって原価が発生したため、営業損失は156,620千円(前期は253,403千円の営業利益)となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務状況を考慮し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、141,413千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

受託加工事業 太陽電池モジュール製造装置 112,341千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

旧本社 建物及び土地 204,342千円

③ 資金調達の状況

イ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,500,000千円
差引額	1,500,000千円

ロ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成25年 8 月期)	第 22 期 (平成26年 8 月期)	第 23 期 (平成27年 8 月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (平成28年 8 月期)
売上高 (千円)	4,530,750	15,696,798	9,349,317	3,996,650
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△1,573,296	467,664	519,404	116,598
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△1,169,370	443,496	422,805	81,261
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	△2,282,555	124,561	561,570	△122,809
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△103.51	5.65	25.47	△5.57
総資産 (千円)	11,139,884	12,419,468	10,084,323	10,611,292
純資産 (千円)	4,148,464	4,669,809	5,281,857	5,078,347
1株当たり純資産額 (円)	188.12	211.76	239.52	230.29

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成25年 8 月期)	第 22 期 (平成26年 8 月期)	第 23 期 (平成27年 8 月期)	第 24 期 (当事業年度) (平成28年 8 月期)
売上高 (千円)	3,576,910	15,573,291	9,245,799	3,979,500
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△1,052,140	379,334	428,740	146,719
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△633,228	310,075	352,311	79,433
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△3,405,655	478,616	513,086	△131,701
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△154.44	21.70	23.27	△5.97
総資産 (千円)	10,766,173	12,212,763	9,772,901	10,410,854
純資産 (千円)	4,012,916	4,491,533	5,004,620	4,872,918
1株当たり純資産額 (円)	181.98	203.68	226.95	220.97

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
NPC America Corporation	7,979千円 (70千USD)	100%	太陽電池製造装置の販売支援・保守サービス

(注)1. 平成28年10月5日付にてNPC-Meier GmbHの清算手続を完了いたしました。

2. 平成28年6月末をもってNPC China Co., Ltd.を閉鎖し、現在清算手続中であります。

(4) 対処すべき課題

① 装置関連事業

太陽光パネルの製造工程においては、生産効率や変換効率、出力を向上させる新しい技術に対応した製造装置が求められており、それらの需要に対応した研究開発を強化することで、太陽電池製造装置の更なる製品力の向上を図ります。太陽光パネルの解体装置についても、更に研究開発を推進していくことで、機能や性能の向上に取り組んでまいります。また、こうした設計・開発を促進するための優秀な人材の獲得に努めてまいります。

太陽電池市場においては、太陽電池メーカーの統廃合が進む一方で、生産体制のグローバル化が進んでおります。当社グループは、日本と米国の2拠点の相互協力及び販売代理店等との協力により、市場動向に合致した効率的な販売・サポート体制の強化に取り組んでまいります。

② 環境関連事業

太陽光パネルの検査サービスにおいては、検査装置の付加価値を高める機能の開発や、検査メニューの拡充、新しいビジネスモデルの構築を図ってまいります。松山工場の人員体制の強化に加え、当社独自のパネル検査の全国的なネットワーク展開を更に推進することで、当社検査方法の市場での浸透及び販売・サポート体制の強化に取り組んでまいります。

太陽光パネルのリユース・リサイクルサービスでは、排出される太陽光パネルの処理方法について最適なスキームの構築を目指してまいります。具体的には、リユースに適したパネルとリサイクル処理すべきパネルを分別するための高精度かつ効率的な検査方法や、回収したパネルの評価基準の確立に努めるとともに、再利用できないパネルのリサイクル性を高めてリサイクルコストの削減を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成28年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	太陽電池の製造工程は、太陽電池セルを製造する「セル工程」と、それらをモジュール化して太陽光パネルを製造する「モジュール工程」に大別されますが、当社グループは「モジュール工程」における次の各種製造装置及び一貫製造ラインを提供しております。 (当社主要製品) セルテスター、セル自動配線装置、真空ラミネーター、モジュールテスター
	真空断熱パネル封止装置	省エネ製品として注目を集める真空断熱パネルを真空下で封止するための装置であります。当社は創業時から長年にわたり蓄積してきた経験と高い技術により、高品質な真空断熱パネル封止装置を提供しております。
	パネル検査サービス	当社グループがこれまで太陽電池市場で培ってきた知識や経験を活かし、太陽光パネルの検査機器の提供や、その検査機器を用いた高精度で効果的なパネル検査サービスを提供しております。 (当社提供装置・サービス) 屋外EL/PL検査装置「エプティフ」、多機能高速I-V計測システム「ラキット」、太陽光パネルの検査ネットワーク「ソーラーウェルネス」、太陽光発電システム評価レポート「NPCレポート」の提供サービス
受託加工事業	太陽光パネルの受託加工	太陽電池メーカーから指定された設計に基づき、当社が保有する製造ラインで太陽光パネルに加工いたします。標準的なものだけでなく、特殊サイズ、両面ガラス太陽光パネルなど、幅広い要望に対応しております。

- (注) 1. 平成28年2月末をもって汎用型真空包装機の取扱いを終了いたしました。
2. 平成28年9月より事業区分を装置関連事業及び環境関連事業へ変更し、受託加工を環境関連事業の取扱いとしております。
3. 環境関連事業の取扱いとして太陽光パネルのリユース・リサイクルに関するサービスの提供を開始しております。

(6) 主要な営業所及び工場(平成28年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Corporation	米国・ニュージャージー州

(7) 従業員の状況(平成28年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	114(0)名	11名減(増減なし)
受託加工事業	18(9)名	1名増(43名減)
全社(共通)	37(3)名	2名増(増減なし)
合計	169(12)名	8名減(43名減)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当期中において8名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。パート・派遣社員は、当期中において43名減少しておりますが、その主な理由は、受託加工事業の契約満了に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167(12)名	5名減(43名減)	38.1歳	7.5年

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当期中において5名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。パート・派遣社員は、当期中において43名減少しておりますが、その主な理由は、受託加工事業の契約満了に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況(平成28年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	750,000千円
株式会社りそな銀行	750,000千円

- (注)1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行なうため、借入極度額3,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三菱東京UFJ銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は1,500,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況(平成28年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 8,300名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
隣 良 郎	2,421,040株	10.97%
伊 藤 雅 文	1,935,720株	8.77%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	787,098株	3.56%
佐 藤 寿	492,000株	2.23%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	403,700株	1.83%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	369,300株	1.67%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	320,000株	1.45%
母 袋 道 也	310,000株	1.40%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	301,600株	1.36%
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	252,800株	1.14%

(注) 持株比率は自己株式(435株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤雅文	NPC America Corporation 取締役
取締役	廣澤一夫	管理本部長兼情報開示担当兼総務部長
取締役	秋田純一	太陽電池事業本部長 NPC America Corporation 代表取締役
取締役	矢内利幸	太陽電池事業本部副本部長
取締役	寺田健治	
常勤監査役	山口明達	
監査役	柿本輝明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監査役	新保博之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏は社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役寺田健治氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年6月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- | (氏名) | (異動後) | (異動前) |
|-------|-----------------------|-------------------------|
| 廣澤 一夫 | 管理本部長兼情報開示担当
兼総務部長 | 管理本部長兼情報開示担当
兼営業管理部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	67,800千円(うち、社外取締役1名2,400千円)
監 査 役	3名	8,400千円(うち、社外監査役2名3,600千円)
合 計	8名	76,200千円

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成18年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治氏
当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、製造業における豊富な経験・知見から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 柿本輝明氏
当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 新保博之氏
当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	28,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令
(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、当社及び子会社の企業活動の前提が法令、定款及び社会倫理の順守であることを、代表取締役社長が、役職者はじめ全使用人に継続的に伝達し徹底させる。
- ・当社は、当社グループを横断的に統括する、代表取締役社長を総責任者とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築及び維持・向上にあたる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存する。取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理全体の統括は「内部統制委員会」がこれを行ない、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な事項に関する迅速な意思決定を行なうものとする。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- ・中期経営計画及び年度経営計画を策定し、業務執行の方針と計数目標を定め、各部門において目標達成のために活動し、定期的にレビューを行なう。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社における子会社に対する管理については、「関係会社管理規程」に従い、「関係会社管理規程」に規定された部署及び「内部統制委員会」が連携して、グループ管理の整備を行なうものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反もしくは不正行為等の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ・監査役は、取締役会の他、業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及び子会社の会議に出席し、取締役及びその使用人にその説明を求めることができるものとする。
- ・監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行ない、意思の疎通を図ると同時に、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ・当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないことを証明された場合を除き、速やかに処理するものとする。

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等からの監査役への通報については、通報者情報を保護するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、法令順守・環境保護・企業倫理の徹底を目的として制定した「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断についても明文化し、全役職員に周知徹底を図る。
- ・なんらかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに管理本部長又は、代表取締役社長に報告することとしており、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談した上で組織的に対応する。
- ・取引先等については、取引開始前及び毎期に信用調査機関や新聞記事検索等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行ない、各部署が相互にチェッ

クする社内体制を構築する。

- ・業務手順書において想定されるリスクと回避策を規定し、日々の業務運営の中でリスク認識・検知・排除に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制全般

代表取締役社長を総責任者とする内部統制委員会を、当事業年度は12回開催いたしました。当委員会には、取締役、常勤監査役、内部監査室、管理部門の部長が参加し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況をタイムリーに確認し、必要に応じて改善活動を実施しております。

また、代表取締役社長からの通達により、当社グループの使用人に対して内部統制全般の継続的な周知徹底を図り、高い意識を維持できるよう取り組んでおります。

② コンプライアンス関連

「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、役員及び全使用人に継続的に伝達し浸透させております。また、役員及び全使用人が法令を順守することはもとより、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、一人ひとりが特に留意すべき事項をまとめた「企業倫理要領」を定めております。

③ 取締役の職務執行

当該事業年度は17回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況及び経営計画等の進捗状況等について報告を実施しております。また、組織規程に業務分掌や職務権限を定め、効率的な業務の遂行及び責任の明確化を図っております。

④ 監査役関連

全監査役による取締役会への出席に加え、常勤監査役による内部統制委員会及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、必要に応じて会計監査人又は内部監査室等と情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力が混入するリスク及びそれらのリスクの排除手順について、「反社会的勢力の排除に関する運用要領」を定めて運用しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、及び基本方針実現のための取組みの内容の各概要、並びに具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下のとおりであります。

なお、当社は平成25年11月28日開催の第21期定時株主総会における承認決議に基づき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます)を更新しております。

(1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されていないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成4年設立以来より良い真空包装機の開発と応用、及びその提供を通じて食品業界のみならずさまざまな産業界へ貢献してまいりました。また、真空包装機を応用して開発した太陽電池製造用真空ラミネーターは、太陽電池モジュール製造工程に不可欠であるラミネーション工程に必須の装置として、今日の世界の太陽電池生産において重要な役割を果たしております。更に、真空ラミネーターのみならず、当社がこの太陽電池モジュール製造工程において供給しているセルテスター、セル自動配線装置、モジュールテスター、及びその他周辺装置、並びにこれらの装置を含む一貫ラインは、現在の太陽電池の量産化やコストダウンの実現という役割を果たしてまいりました。また、当社がそのような役割を果たせたことにより、今日の当社の事業基盤を確立することができました。

当社は、「我々は、もの創りを通して、自然と社会と人間に必要とされる企業を目指します。」という企業方針に則り、地球環境保護に努め、環境にやさしい企業活動を行なうことを環境方針としている一方、より生産性の高い装置を、世界中の

太陽電池モジュールメーカーに供給することにより、クリーンエネルギーの代表とも言える太陽電池の適正な世界的普及の役割の一端を担ってまいりました。更には、太陽電池モジュールの受託加工事業を開始し、急拡大する国内の太陽電池市場の成長を支える役割を果たしております。また、そのような役割を果たし続けることが、当社の使命であり存在価値であり、当社の成長の源泉であり、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。

これらの経営方針のもと、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)

① 本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買付者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに定める対抗措置を発動又は不発動の決議を行なうまで、当社株式等の大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、当社取締役会の恣意的な判断を排除するため、当社経営陣から独立した者(当社社外監査役、社外の有識者等)のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

独立委員会は、買付者が本プランに定める手続を順守しない場合や当社株式等の大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、原則として当社取締役会に対抗措置の発動を勧告いたします。また、本プラン所定の場合には、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるようになっております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動の決議を行ないます。独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、実務上開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議し、当該決定に基づき対

抗措置の発動又は不発動の決議を行ないます。

本プランの対抗措置は、原則として、買付者による権利行使を認めないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てするものであります。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年11月28日開催の第21期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「当社が持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持する」という方策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行なわれた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を全て充足すること、第21期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意識確認総会において株主意識を確認することとしていること、及び取締役会にいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意識を重視するものであること、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員3名以上により構成される独立委員会が設置され、本プランの発動是非の判断に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

平成28年11月29日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となる本プランは、平成28年10月11日開催の取締役会において継続しないことが決議されております。

連結貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,489,275	流 動 負 債	5,324,637
現金及び預金	1,293,505	支払手形及び買掛金	2,464,071
受取手形及び売掛金	1,967,755	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	5,179	リース債務	61,547
仕 掛 品	1,609,558	未払法人税等	1,897
原材料及び貯蔵品	276,387	前 受 金	1,043,238
繰延税金資産	44,192	賞与引当金	25,210
そ の 他	330,332	受注損失引当金	7,715
貸倒引当金	△37,635	そ の 他	220,956
固 定 資 産	5,122,017	固 定 負 債	208,307
有 形 固 定 資 産	4,976,211	リ ー ス 債 務	208,307
建物及び構築物	2,955,126	負 債 合 計	5,532,945
機 械 及 び 装 置	82,076	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,898,173	株 主 資 本	5,062,786
そ の 他	40,835	資 本 金	2,812,461
無 形 固 定 資 産	26,651	資 本 剰 余 金	2,734,875
そ の 他	26,651	利 益 剰 余 金	△484,118
投 資 そ の 他 の 資 産	119,154	自 己 株 式	△431
繰延税金資産	26,346	その他の包括利益累計額	15,560
そ の 他	93,889	為替換算調整勘定	15,560
貸倒引当金	△1,082	純 資 産 合 計	5,078,347
資 産 合 計	10,611,292	負 債 純 資 産 合 計	10,611,292

連結損益計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,996,650
売上原価		2,926,980
売上総利益		1,069,669
販売費及び一般管理費		953,071
営業利益		116,598
営業外収益		
受取利息	330	
為替差益	37,497	
償却債権取立益	43,184	
関係会社整理損失引当金戻入額	43,000	
その他	3,862	127,874
営業外費用		
支払利息	43,287	
減価償却費	65,135	
支払手数料	37,500	
その他	17,287	163,210
経常利益		81,261
特別利益		
固定資産売却益	96,673	
為替換算調整勘定取崩額	9,865	106,539
特別損失		
減損損失	317,222	317,222
税金等調整前当期純損失		△129,421
法人税、住民税及び事業税	9,787	
法人税等調整額	△16,400	△6,612
当期純損失		△122,809
親会社株主に帰属する当期純損失		△122,809

連結株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	△350,565	△431	5,196,340
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	△122,809	-	△122,809
連結範囲の変動	-	-	△10,744	-	△10,744
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△133,553	-	△133,553
平成28年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	△484,118	△431	5,062,786

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
平成27年9月1日期首残高	85,516	85,516	5,281,857
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失	-	-	△122,809
連結範囲の変動	-	-	△10,744
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△69,956	△69,956	△69,956
連結会計年度中の変動額合計	△69,956	△69,956	△203,510
平成28年8月31日期末残高	15,560	15,560	5,078,347

貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,280,441	流動負債	5,329,629
現金及び預金	1,118,876	支払手形	1,628,808
受取手形	6,858	買掛金	835,532
売掛金	1,950,133	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	5,179	リース債務	61,547
仕掛品	1,609,558	未払金	155,879
原材料及び貯蔵品	267,120	未払費用	64,427
前払費用	44,284	未払法人税等	1,887
繰延税金資産	43,193	前受金	1,038,990
未収消費税	202,030	預り金	9,588
その他	70,540	賞与引当金	25,210
貸倒引当金	△37,336	受注損失引当金	7,715
固定資産	5,130,413	その他	42
有形固定資産	4,976,211	固定負債	208,307
建築物	2,953,786	リース債務	208,307
構築物	1,339		
機械及び装置	82,076	負債合計	5,537,936
車両運搬具	6,001		
工具、器具及び備品	34,833	(純資産の部)	
土地	1,898,173	株主資本	4,872,918
無形固定資産	26,651	資本金	2,812,461
特許権	2,499	資本剰余金	2,734,875
ソフトウェア	24,152	資本準備金	2,734,875
投資その他の資産	127,551	利益剰余金	△673,987
関係会社株式	17,479	その他利益剰余金	△673,987
出資金	10	固定資産圧縮積立金	26,622
関係会社出資金	45,000	別途積立金	30,635
破産更生債権等	1,082	繰越利益剰余金	△731,245
繰延税金資産	26,346	自己株式	△431
保険積立金	22,211		
その他	16,503	純資産合計	4,872,918
貸倒引当金	△1,082		
資産合計	10,410,854	負債純資産合計	10,410,854

損益計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,979,500
売上原価		2,912,965
売上総利益		1,066,535
販売費及び一般管理費		919,815
営業利益		146,719
営業外収益		
受取利息	219	
為替差益	8,343	
関係会社整理損失引当金戻入額	43,000	
償却債権取立益	43,184	
その他の	1,129	95,876
営業外費用		
支払利息	43,287	
減価償却費	65,135	
支払手数料	37,500	
その他の	17,238	163,162
経常利益		79,433
特別利益		
固定資産売却益	96,673	96,673
特別損失		
減損損失	317,222	317,222
税引前当期純損失		△141,115
法人税、住民税及び事業税	6,424	
法人税等調整額	△15,837	△9,413
当期純損失		△131,701

株主資本等変動計算書

(平成27年9月1日から
平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 計	その他利益剰余金			利益剰余金合 計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	26,788	30,635	△599,709	△542,285	△431	5,004,620
事業年度中の変動額									
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加	—	—	—	654	—	△654	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△820	—	820	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△131,701	△131,701	—	△131,701
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△166	—	△131,535	△131,701	—	△131,701
平成28年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	26,622	30,635	△731,245	△673,987	△431	4,872,918

	純資産合計
平成27年9月1日期首残高	5,004,620
事業年度中の変動額	
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
当期純損失	△131,701
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—
事業年度中の変動額合計	△131,701
平成28年8月31日期末残高	4,872,918

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年10月21日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科 博文 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年10月21日

株式会社エヌ・ピー・シー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システムについて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月28日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 山口 明達 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

装置のリユース事業等の事業の多様化を行なうため、現行定款第2条(目的)に古物営業を行なう旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～8 (条文省略) (新 設) <u>9～10</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1～8 (現行どおり) <u>9</u> <u>古物営業法に基づく古物の</u> <u>売買</u> <u>10～11</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(5名)は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	伊藤 雅文 (昭和37年10月13日生)	昭和61年4月 伊藤萬(株)入社 平成4年7月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成4年12月 当社入社 平成5年9月 当社取締役 平成8年8月 NPC America Corporation 取締役(現任) 平成8年9月 当社太陽電池関連本部技術部長 平成12年1月 (株)メクト代表取締役 平成14年4月 同社取締役 平成14年6月 日本真空システム(株)取締役 平成17年9月 当社太陽電池関連本部副本部長 平成19年9月 NPC Europe GmbH取締役 平成20年7月 当社太陽電池関連本部長 平成23年11月 当社代表取締役社長(現任)	1,935,720株
<p>選任理由 伊藤雅文氏は太陽電池業界での豊富な経験を背景に、平成23年11月から当社代表取締役社長として、変革する業界に臨機応変に対応するための新事業に着手し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			
2	廣澤 一夫 (昭和37年1月24日生)	昭和60年4月 (株)イトマンエンジニアリング入社 平成4年9月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成4年12月 当社入社 平成7年9月 当社包装関連本部技術部長 平成18年4月 当社包装関連本部長 平成19年9月 当社管理本部長 平成19年11月 当社取締役 平成20年4月 当社経理部長 平成21年7月 当社松山管理部長 平成24年8月 当社経理部長 平成25年4月 当社総務部長 平成25年11月 当社情報開示担当(現任) 平成26年10月 当社営業管理部長 平成28年6月 当社総務部長 平成28年9月 当社専務取締役(現任)	194,040株
<p>選任理由 廣澤一夫氏は包装業界並びに太陽電池業界でさまざまな経験を有しております。平成19年11月からは当社取締役として、主に管理部門の効率化を推進してきました。また、平成28年9月からは専務取締役として全社を統括し、社長を補佐しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	や うち とし ゆき 矢内利幸 (昭和47年2月12日生)	平成2年4月 マツダ(株)入社 平成4年8月 (有)アサヒ技研入社 平成9年11月 (株)テックス入社 平成12年1月 (株)メクト入社 平成17年9月 当社入社、太陽電池関連本部製造部長 平成18年6月 当社太陽電池関連本部開発部長 平成20年7月 当社太陽電池関連本部副本部長 平成22年11月 当社取締役 平成23年12月 当社太陽電池事業本部副本部長 平成28年9月 当社常務取締役(現任) 当社太陽電池事業本部長(現任) 当社事業管理室長(現任) 当社装置関連事業部長(現任) 当社環境関連事業部長(現任)	59,620株
選任理由 矢内利幸氏は平成22年11月から当社取締役として、当社製品・サービスの開発から製造まで松山工場全体を統括し、体系的に組織を作り上げてきました。また、平成28年9月からは常務取締役として太陽電池事業全体を統括しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			
4	あき た じゅん いち 秋田純一 (昭和41年6月9日生)	平成元年4月 伊藤萬(株)入社 平成4年9月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成4年12月 当社入社 平成17年9月 当社太陽電池関連本部営業部長 平成19年9月 NPC America Corporation 代表取締役(現任) NPC Europe GmbH代表取締役 平成20年7月 当社太陽電池関連本部副本部長 平成20年11月 当社取締役(現任) 平成22年9月 NPC China Co., Ltd. 取締役(現任) 平成23年8月 当社太陽電池関連本部本部統括長 平成23年11月 当社太陽電池関連本部長 平成23年12月 当社太陽電池事業本部長 当社太陽電池事業本部本部統括長 平成24年6月 当社カスタマーリレーションズ 管理部長 平成24年8月 NPC Taiwan Co., Ltd. 取締役 平成24年11月 NPC-Meier GmbH代表取締役 平成26年9月 当社環境関連営業部長 平成27年4月 当社環境エンジニアリング部長 平成28年9月 当社管理本部長(現任) 当社総務部長(現任)	91,704株
選任理由 秋田純一氏は平成19年9月からNPC America Corporationの代表取締役として、また平成20年11月から当社取締役として、国内外の営業部門を精力的に牽引してきました。また、平成28年9月からは管理本部長として経理や総務、購買等の業務を統括しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	寺田健治 (昭和27年10月9日生)	昭和50年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成14年10月 同社大和事業所 製造コンピテンシー プログラム担当部長 平成17年1月 メトラー・トレド(株)入社 技術サービス事業部部長 平成17年10月 (株)小松ライト製作所入社 滋賀第2工場長 平成19年1月 IDEC(株)入社、執行役員生産本部長 平成22年4月 同社 マーケティング本部 特命担当部長 平成24年4月 同社 マーケティング本部 ブラジル市場開拓担当部長 平成24年10月 同社定年退職 平成26年11月 当社社外取締役(現任)	-
	<p>選任理由 寺田健治氏は平成26年11月から社外取締役として、外資系大手メーカーや有力電気機器メーカーで培った豊富な知識・経験を活かしながら、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺田健治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は寺田健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 寺田健治氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 責任限定契約の概要について
当社は寺田健治氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって常勤監査役山口明達氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やまぐちあきさと 山口明達 (昭和24年9月2日生)	昭和48年4月 沖電気工業㈱入社 昭和61年11月 岡三証券㈱入社 平成21年10月 当社入社、内部監査室長 平成24年11月 当社常勤監査役(現任)	-
選任理由 山口明達氏は電気機器メーカー及び証券会社での豊富な知見を背景に、当社内部監査室長として経営改善業務に取り組んできました。平成24年11月からは監査役として当社経営の監視・監督に当たってきました。かかる実績をふまえ、引き続き監査役として適任と判断いたしました。		

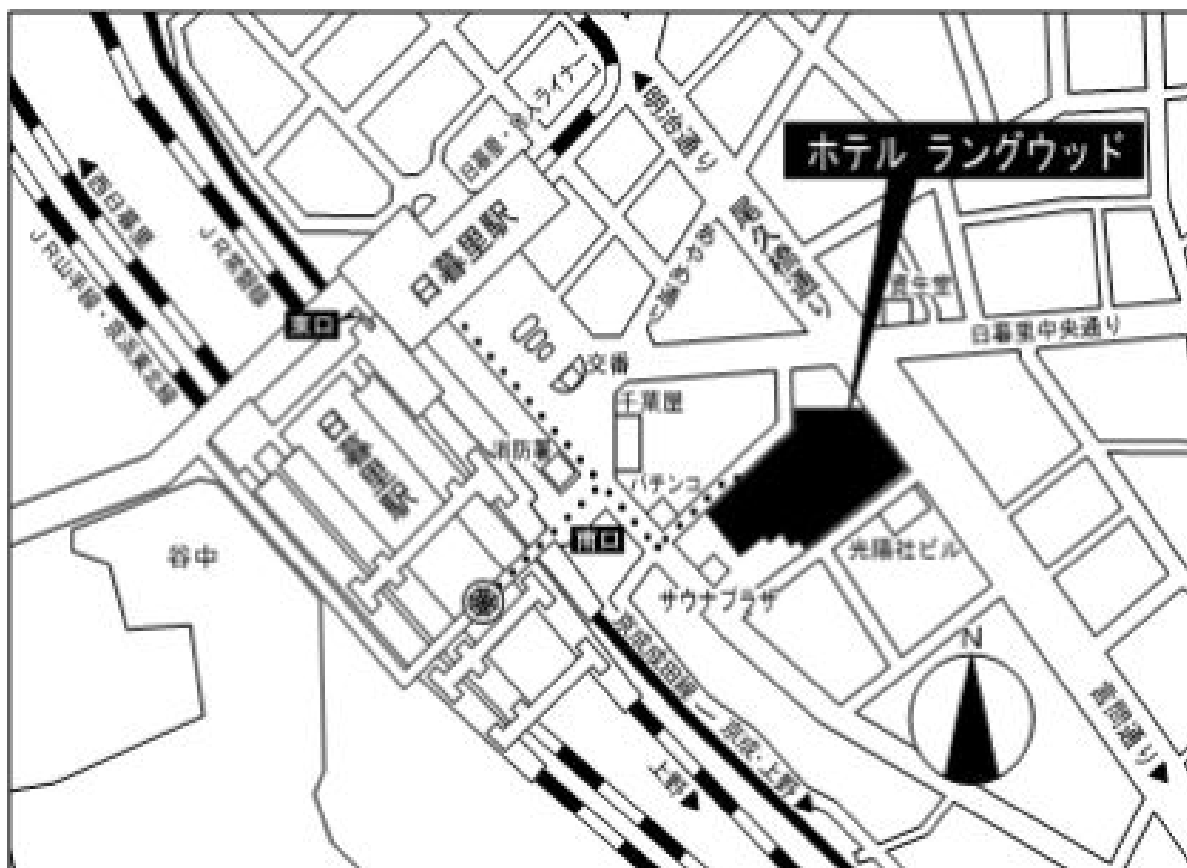
(注)1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要について

当社は山口明達氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

以上

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

〈会社説明会開催のご案内〉

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、本総会終了後、同会場において「会社説明会」を開催いたします。つきましては、ご多忙とは存じますが、ぜひご参加賜りますようお願い申し上げます。